

(第一類 第十四号)

第七回国会 電気通信委員会議録第九号

(三五〇)

昭和二十五年三月八日(水曜日)

午後三時二分開議

出席委員

委員長 辻 寛二君

理事飯塚 定輔君 理事高垣 三郎君

理事中村 純一君 理事橋本 登三郎君

理事松本 善壽君 理事江崎 一治君

理事 渡部 忠雄君 理事 降旗 徳彌君

受田 新吉君

出席國務大臣

電気通信大臣 小澤 佐重喜君

出席府政委員

電気通信政務次官 岡司 安正君

電気通信監 山下 知二郎君

電気通信事務官 榎 勉君

(業務局長) 網島 毅君

電波監理長官 野村 義男君

電波監理事務官 野村 義男君

(電波行政法規 経済部長)

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

二月二十七日

委員米窪 亮君 辞任につき、その補

欠として受田 新吉君が議長の名で

委員に選任された。

三月二日

委員河内 陽一君 辞任につき、その補

欠として中村 寅太君が議長の名で

委員に選任された。

同月七日

委員中村 寅一君 辞任につき、その補

欠として川崎 秀二君が議長の名で

委員に選任された。

三月一日

電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

同日

電波監理委員会設置法案及び電波法案の一部修正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一四〇号)

幸君紹介(第一四〇号)

電線共架による遠隔地部電話の普及拡充に関する請願(降旗徳彌君紹介)(第一一六二号)

介(第一一六二号)

狼半内郵便局に電信電話事務開始の請願(飯塚定輔君紹介)(第一一七四号)

出雲、摂合局間に直通電話架設の請願(大橋武夫君紹介)(第一一九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員会設置法案(内閣提出第七号)

電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

請願

一 放送法案の一部修正に関する請願(廣川弘禪君紹介)(第四五八号)

二 電波法案の一部修正に関する請願(江崎一治君外一名紹介)(第七九二号)

三 電波監理委員会設置法案の一部修正に関する請願(江崎一治君外一名紹介)(第七九三号)

四 電波監理委員会設置法案及び電波法案の一部修正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一四〇号)

〇辻委員長 これより電気通信委員会を開きます。

この場合、新しく政務次官になられました岡司安正君からあいさつ申したいという申出がありますので、これを許します。岡司安正君。

〇岡司政務次官 三月三日付で電気通信政務次官を拜命いたしました岡司安正でございます。前の尾形政務次官とは同じ果でございます。どうぞ尾形氏同様、いろいろと御指示、御指導を仰ぎたく存じます。電気通信に関する事柄につきましても、まづたくの門外漢でございます。何らの知識も経験もございません。どうぞ皆様によつて大過なくこの職責を全うし得られますよう、特段の御指導を仰ぎたく重ねてお願い申し上げます。きわめて簡単にございまして、さういふ申し上げます。(拍手)

〇辻委員長 それでは請願の審査に入ります。請願日程第一、放送法案の一部修正に関する請願、廣川弘禪君紹介、文書表番第四五八号、請願日程第二、電波法案の一部修正に関する請願、江崎一治君外一名紹介、文書表番第七九二号、請願日程第三、電波監理委員会設置法案の一部修正に関する請願、江崎一治君外一名紹介、文書表番第七九三号並びに請願日程第四、電波監理委員会設置法案及び電波法案の一部修正に関する請願、鈴木善幸君紹介、文書表番第一四〇号を一括議題とし、紹介議員の説明を求めます。江崎一治君。

〇江崎(一)委員 電波法案に関する請願につきまして御説明を申し上げます。請願者は国鉄労働組合、全通信労働組合、全通信従業員組合、全日本海員組合、全気象職員組合、無線同窓会、並びに船舶通信士協会、この人たちが山田君を代表といたしまして請願しておるのでありますが、この要旨は、電波法案の成立は電波の民主的利用を阻害し、通信労働者の生活権を剝奪することになる。ついでに同法案につきまして規定されておるところの施設、資格等に関しまして、実情に即して民主的な利用、発達を促進するように同法案の修正を願いたいというのであります。

次に電波監理委員会設置法案に関する請願であります。これはやはり先ほどと同様に、請願者は国鉄労働組合、全通信労働組合、全通信従業員組合、全日本海員組合、全気象職員組合、無線同窓会並びに船舶通信士協会でありまして、その代表者として全日本海員組合長の山田君がこれに當つておられます。電波監理委員会設置法案は、電波を権力によつて独占し、電波利用についていたずらに官僚統制を強化するものであります。法案の目的とする電波の民主的利用のために、左の通り修正をしていただきたいというのであります。詳細にこの説明がついてお

ります。これは電波監理委員の特に選出方法が非常に官僚的であり、つまり民主的な選出方法をしておらぬということを確認しております。特に総理大臣のいわゆるお墨つきをもつて選出されるということは、はなはだ非民主的な委員会がでさるとうことを強調しておるのであります。以上簡単に御説明申し上げます。

〇辻委員長 次に日程第一及び第四の請願につきましては、紹介議員がお見えになりませんので、飯塚委員にかわつて説明していただくことにいたします。

〇飯塚委員 日程第一の請願の要旨は、放送法案中第九條第二項第七号、及び同條第五項による日本放送協会のラジオ修理業界への進出は、幾十万の民間ラジオ業者並びにその家族の生存権を脅かすものである。ついでに同法案の兩條項を削除して、業界の不安を一掃されるようにとりはからわれないという趣旨であります。

次に第四の請願の趣旨は、無線施設の普及及び利用は、水産業発達の基本の一條件であるが、必要以上の拘束をしようとする傾向が多分に想定される。電波監理委員会設置法案及び電波法案の一部を左記のごとく修正されたというのである。すなわち、一、電波監理委員会設置法案中委員の選出については、農林水産関係に広い知識と経験を有する者を選出すること、二、漁船の無線施設について、免許有効期間を廃止すること、三、小型漁船に對

する周波数測定装置の備えつけを免除すること、四、免許申請手数料を引下げること、以上でございます。

○辻委員長 ただいまの四件の請願については、表題の三法案について、本委員会において審査中でありまして、十分その趣旨を参考にして、法案の審査に当たりたいと思ひます。御了承を願ひます。

○辻委員長 次に電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案を一括議題とし、質疑を続けます。江崎君。

○江崎(一)委員 前回は引き続きまして、電波法案につきまして質問したいと思ひます。第七十四條におきまして、「暴動その他の非常の事態」とありますが、暴動及び非常の事態というこの字句につきまして、政府側の解釈はどういう解釈をとっておりますか。

○網島政府委員 「暴動その他の非常の事態」とありますが、この非常の事態の内訳は、ここにあげた地震、台風、洪水云々でございますが、それらをひつくるめて非常の事態と考へております。

○江崎(一)委員 暴動ということですが、これは一体どういう範圍のものをさされるのでしょうか。特に労働組合のストライキなどに関連して、明確にしておいていただきたいと思ひます。

○網島政府委員 暴動は、秩序あるストライキというふうなものが入つておらないと考へております。いわゆる無秩序に破壊的な行動があつた場合の暴動を考へておる次第であります。

○江崎(一)委員 暴動であるという判定は、電波監理委員会が判定されるのか。それともほかの機関で判定されるのですか。

○網島政府委員 この第七十四條によりまして、電波監理委員会が人命の救助、災害の救済、その他交通通信の確保のために必要な通信を無線局に行わせる場合は、もちろんこれはそれ、主管の官庁がありまして場合に、その要請に基づき、あるいはそれと協議をいたしまして、これを行うことになりませんが、大震災のような、だれが見てもこれは無線の必要があるというような場合には、みずからこれを発動する場合もあり得ると思つております。

○中村(純)委員 今の御答弁もございましたが、私は実はいささか見解を異にしておるものであります。本條の規定は、暴動であるか、あるいは地震であるか知りませんが、とにかく通常の状態における通信方法をもつてしては、交通通信等が行われない。通信杜絶のおそれがあるという場合において、電波監理委員会が必要なる通信を無線局に行わせるというところが、本條の規定するところであつて、それが暴動であるか何であるか、あるいは刑法上の問題に属するものか触れないのか、そんな問題は電波法の関する問題ではないと思ひます。従つて江崎委員のおつしやる暴動ということの法律的な意味とか何とかいうことではなくて、事態そのものが平常なる通信方法をもつてしては連絡がつかない場合に、交通通信を他の交通通信にあらざる無線局をして行わしめるといふ、ただ単にそれだけのことを規定しておるのではないと思ひますが、その点の御見解を承りたい。

○網島政府委員 その通りでございますが、私の申し上げたのは、この非常の事態の発生するおそれがある場合に、あるいは非常の事態が発生した場合に、それ、その所管のところから要請がある。そういう場合においても、電波監理委員会が判断をして通信を行わせるというのを申し上げたのでありまして、お説のように暴動がどうであるとかというところは、電波監理委員会の関知するところではないのであります。

○江崎(一)委員 今の御答弁ではつきりしたのですが、暴動であるかどうかというこの判定は、電波監理委員会がやらののですか。

○網島政府委員 そうであります。

○江崎(一)委員 次に二月の十五日に私あてにいただいた資料であります。この資料につきましてずつと検討して実際に調べてみますと、かなり実際と食い違つておる点があるのです。これは一体いつの統計でしよるか。

○網島政府委員 いろいろの資料を差上げましたので、そのうちのどれでございましょうか。

○江崎(一)委員 二月十五日、衆議院電気通信委員会における江崎委員の質問に対する資料というのです。そのうちの漁船に対する通信時間の割当表です。

○網島政府委員 これは大体最も新しいといふことを目標にいたしましたので、大体は二月末現在のものではあります。

○江崎(一)委員 ほんのわずかばかりの差ではなくて、大分大きな差があるのです。その点については何か電波庁としては統計上に非常に誤りがあるようなやり方をやつておられるのではないでしよるか。

○網島政府委員 どの点でございましょうか。

○江崎(一)委員 陸上局に対する数字が、実際にわれ／＼が調べたのと大分違ふのです。

○松本(善)委員 関連してちよつと申し上げたい。江崎君からこの前政府に對し資料を要求され、われ／＼もそれを受取つたのであります。電波庁でとられた統計は、私はまあ大体において正しい報告であると思つておりました。われ／＼委員といたしましては江崎君に望みたいことは、あなた方がつかれておる資料があれば、失礼であります。われ／＼委員にもそれを配つてもらいたい。そうすればわれ／＼はそれを検討して、どういふ差があるかといふことを確かめることができるのでございませう。江崎委員が願ひしておる資料は私たちがもつたものでありますが、この通りだと私は思つておる。しかし江崎君は別な統計があるというならば、ひとつそれを印刷してわれ／＼の方に配つていただきたい。これを参考の意見として申し上げておきます。

○網島政府委員 お手元に差上げました資料は、私どもが各電波管理局に調べさせて、集めた資料でございます。その中で、私どもといたしましてはこれは確実な資料だと考へております。

○江崎(一)委員 これは二、三日前に、私がずつと東北方面をまわりまして調べた結果ですけれども、この間を並べた表によりますと、この通信時間並びに漁船数ですが、一割とか五分とか、そういうわずかな食い違いではなく、相当大幅な食い違いがあるのです。これは何か電波庁内における統計が非常におそくなつたとか、そういう欠陥があるのではないでしよるか。かなり大きな違いがあります。たとえば小名浜につきましても大分違ふ。JWFですね。その点につきましても大分違ふようであります。最近の様子はわかりませんが……

○網島政府委員 お調べになつたのを出していただきましたら、私の方でこれを合せまして、どういふ点が違つておるか。どういふわけかという資料になつたのか。お知らせしたいと思ひます。

○江崎(一)委員 実はそれは電波庁でやつておられるのだから、一番よくわかつておるはずだと思ひますが、私の方から適にこれはこうだといふような資料を出すべき性質のものではないと思ひます。印刷はもつて来ておりますが、これはいろいろ末端の機関などでありまして、誤りもあると思ひますが、許可されるのはそれです。一番明白にわかるはずだと思ひます。

○網島政府委員 御説の通りであります。私どもはこれは間違つておらないと存じております。ただ若干日にちの食い違いで、隻数、あるいは通信時間に多少の差があるかもしれせんが、私どもとしてはこれを正しいものと考へております。

○江崎(一)委員 誤りがあるというところがはつきりいたしましたら、さつそく訂正をしていただきたいと思ひます。

○松本(善)委員 ちよつと私の言つたことが表現方法がまずくて、江崎君が非常に頭がよくて、私の言わんとするところをくみとつてくれないうのです。が、重ねて私の意のあるところを聞いて

ていただきたい。先ほど江崎君の質疑に對する資料をいただいた。私もいただいておりますが、もしも江崎君の方でより詳しい統計があつたならば、失礼であります。江崎君の方から御配付を委員全体に願いたいというのが、私の要請であつたのであります。その点について江崎君からお答え願えればけっこうだと思ひます。

○江崎(一)委員 あまりそれは先例がないように思ひますから……

○辻委員 質問を続けてください。

○江崎(一)委員 放送局の方針についてちよつとお伺ひしたいのですが、放送協会としては、大電力、少数局で、受信機は非常に安いものでやつて行く方針か。それとも小電力で数を多くして、たとえばスーパーとか非常に高性能の受信機でやつて行く方針か。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○網島政府委員 放送局の支局計画、特にただいまの日本放送協会の様に全国的に電波を普及させるという使命を与えられておりますところの協会の計画につきましては、協会自体及び政府におきましても、いろいろな角度から研究しておるのであります。今日までの考え方としては、国民に最も負担が少く、しかも電波が普及するようにという点を、まず第一の根本の基礎的計画として進めておるのであります。もう少し具体的に申しますならば、放送の聴取という問題は、電波を送る側の、いわゆる放送設備と受ける側の受信機というものと、両々相まつてその機能を全うするのでございまして、日本全国的に考えまして、その両方のコスト、これがミニマムになるということが望ましいのであります。

す。

ところでわが国は地勢上、電波の伝播には非常に不利でございまして、山岳が多い、谷が深いというところから、大きな電力のものを少く置くことによつて、日本全国に電波を普及させるということは非常に困難であります。またその大電力を、数をふやしてやることになりますれば、勢い放送設備に多額の金がかかる。従つて聴取料が高くなることになりますれば、それからまた放送局の電力も小さなものを少数ばらまいてやることになりますれば、受信機の非常に感度のいいものを使わなければいかぬ。そうすると聴取者の受信機の購入、あるいはこれを維持する負担が高くなつて来る。それで現在の計画といたしましては、関東でありますとか大阪方面、その他平野、平地の多い、電波の伝播のいい所には、大電力を配置して行く。それから地方都市には、それ／＼十数キロワット程度のものを配置する。さらにその間の電波の空際の際点には、五百ワット、一キロワット程度のものを配置いたしまして、送電力と受信力と両々相まつて、日本全国に最も合理的に電波を普及させるということで進んでおります。

○江崎(一)委員 最近における放送局の設置計画、増設計画、あるいは電力を増す計画、そういうつたものを詳しくお話しください。

○網島政府委員 これは資料をお出ししておりますから、それをごらんになつていただきたいと思ひます。

○江崎(一)委員 ある資料によりまして、大体日本に非常に重点的に電力を多くするような計画になつておるようですが、そういう傾向はありませんか。

○網島政府委員 私どもは特にそういう傾向があるとは思へておりません。最近従来の小電力のものをできるだけ電力をふやしまして、山岳地帯あるいは盆地地帯の電波の届かない所に普及させるという意味から、盛岡でありますとか、あるいは新潟、その他若干電力を増した所もございまして、福岡、鹿児島等、いろいろございまして、特に裏日本に重点を置いてやつておるという事実は私どもも考へておりません。

○江崎(一)委員 放送局のいろいろな放送番組を組む基準として、放送準則というものをつくつておられるようですが、これに對しまして、この基本となるものは、G H Qの方からいろいろ指令があるように聞いておりますが、そういうことはありませんか。

○網島政府委員 放送番組につきましては、終戦直後発せられた指令によりまして、政府は一切タッチできないことになつておりますので、ただいまのお尋ねのような内容につきましては、私どもは存じしておりません。

○江崎(一)委員 二月の初めに高橋正雄という人が経済講話をやつたのですが、これが大幅にカットされた。また一年ほど前のことであるけれども、赤松俊さんの「ソ連から帰つた」という放送が、全部没になつたという事ですね。こういうことは放送準則によつておるのですか。

○網島政府委員 ただいま申し上げましたように、私どもは放送の内容については一切関与いたさないことにしておりますので、ただいまの御質問につきましては存じないということを申し上げます。

上げたいと思ひます。

○中村(純)委員 この際ちよつとお確めしておきたいのですが、放送協会の予算とか、事業計画とかいうものに對しまして、法案によりまして電波監理委員会において認可をし、さらに国会の承認を受けることになつておるのであります。繰返してお尋ねをいたしておりますように、放送事業というものはきわめて流動性を持ち、機動性を持つた仕事でなければならぬので、そのような監督方法もある程度はむろん必要だとは思ひますけれども、この監督の実施にあたりまして、予算なり事業計画なりというものを、あたかも国の予算、国の事業計画のごとく、あまりに細密の点までがんだらめにするという事は、はなはだしく実情に沿わないと思ひます。よつてそのような面に対する監督を実施せらるる場合におきまして、これはいわゆる包括的予算と申しますか、あるいは包括的な事業計画と申しますか、そういう立場から原則として概括的な監督方法によられることが適當であらうと私は考へておるのであります。このような点に關する政府の御見解を承つておきたいのであります。

○網島政府委員 協会の事業、予算については、まづたゞ私どもも御説の通り考へておるのであります。従いましてできるだけ自由性を持たして、そのときそのときに應じて最も効果ある計画、あるいは予算の立て方、使い方がよいことが好ましいと思ひます。その中で、法案にいつておられますところの国会に提出して承認を得るということにつきましても、包括予算と申しま

すか、すなわちブランク・チェック・バジエという程度の考へでお出ししたいというように考へております。

○中村(純)委員 次に放送法案の第六條につきましてお尋ねしたいのであります。これによりまして「放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない」ということになつておるのであります。この法文の解釈ですが、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をするという事は、いわゆる生の放送をそのまま中継放送する場合をいうのであるか、あるいはこれを録音にとつて、その再放送をするという場合も含むものであるか。その辺に關する御見解を承りたいと思ひます。

○網島政府委員 第六條にいますところの、放送を受信して再放送するという意味につきまして、私どもは、これは直接受信したものをただちに送信機に入れたとして、電波として出すという場合はもちろんでございますが、それを受信したものを録音いたしまして、少し時間をずらして再放送するということも含まれるものと解釈しておる次第であります。

○中村(純)委員 そういたしますと、いずれの場合におきましても、著作権の問題が関連して来ると思ひます。従いまして、この著作権の問題の処理につきましても、この放送法案に何らの規定が現れていないのであります。が、それは放送法案によつて規律するものではなくして、著作権法の條項に基いて、かつ当事者間の契約に基いて、その面においてこの問題は解決せられるものである。しかるがゆゑにこの

放送法案においては、直接その点については触れておられないのであると私は考へておられるのでありますが、政府はたゞしてきような見解であるかどうか。その点を承りたいのであります。

○網島政府委員 私どもはまつたくだいまいの御説と同じ考へを持つておりまして、特に放送法案にそれを書かなかつた次第でございます。

○中村(純)委員 もう一点だけ質問いたします。この放送法の第九條の中に、受信機の修理業務につきましては、監理委員会の行う調査によつて、必要と認められた場所に限つてこれを行うことができるといふ法律の規定になつておりますが、この趣旨は過数の公聴会におきまして、修理業者側から見る希望的な意見の開陳があつたのでございまして、私もその氣持につきましては、しごく同感に感ずる点が多々あるものであります。この法案の趣旨は、協会の行うところの修理の場所は、さうな民間の業者の手の届かない範圍にして、協会はそういうことが本来の目的ではないのでありますから、民間業者のおるところにおきましては、できるだけ民間業者の手によつてやらせる。すなわち民業を圧迫するためのものではないという趣旨において立案せられたものと考えておりますが、その点に対する御見解を承りたいと思ひます。

○網島政府委員 まつたく御趣旨の通りでございます。もしできますならば、協会がこういう附帯的な仕事にまで手を出さなくともいいような状態になることを望んでおるのであります。しかしながら現状は、全国にまだ数千の町村が、ラジオ修理業者を一人も持

つておられないところがあるという状態でありまして、協会が全然こういう仕事ができないうことになれば、そういう土地に住んでいるところの聴取者が、非常に不便であるということをお考へまして、特に協会にこの修理業務というものを認めたのであります。その範圍はあくまでも民業が圧迫されないということが必要でございます。まして、そういう意味合いから電波監理委員会が調査いたしましたして、十分そういうことのないように、必要の最小限度にこれをとどめるといふ趣旨で、第五項を設けた次第でございます。

○受田委員 放送法案の第十六條第一項の、経営委員会の委員の任命に關する問題であります。後段に「この場合において、その選任については、文化、科学、産業その他の各分野から」とありますが、この三つだけを抽出した理由を聞きたい。私が考へますのに、今エヌエス運動が相當世界的に展開してありますが、これは國際連合の教育科学文化機構という立場をとられておるので、その線から言つても教育ということをお脱かしてはならないのじやないか。その他まだ労働とか、婦人問題とか、農民層の問題とか、公聴会ときにもいろいろ意見も出ておつたようですが、そういういろいろの部門の名前をあげずに、この三つだけあげた理由をちよつとお聞きしたいのです。

○網島政府委員 ここでこの三つをあげましたのは、社会各分野をできるだけ代表して公平にという意味合いから、大体この三つでもつて全体を一応表わしたということでございます。最初相當こまかく、たとえば教育でありまして、労働、産業につきましても

水産、工業、その他農業でありますとか、そういうものを一々考へてみたのであります。結局そういうことになりまして、あらゆる産業、科学、文化の問題を全部あげなければならぬということになりまして、一応この三つの文化、科学、産業でもつて、私どもの考へておる分野が代表されるというふうに考へまして、ここにこの三つを掲げた次第でございます。

○受田委員 このことは非常に印象的に影響するところが大きいと思ひます。あります。教育という言葉は、これは文化から抽出することになるのです。また労働ということは産業から抽出することになるのですが、もしくは婦人をこゝへ一つ入れるということも必要だと思ひます。そういうような性別とかいう立場からのものはどれへ入るのか。これはいろいろ入れたということになるという御意見ですか。ここにその部門の軽重があつて、非常に軽く見られるという印象を持たれてもいかぬことでありまして、ここにこの文化、教育、科学というものは、並列すべきものであつて、これを文化へ吸収するとか、科学へ吸収するとかいうようなことは、ちよつと方面が違つたのでありますから、もう二、三、たとへば教育ということ、エヌエスでやんとする國民の常識になつておるのでありますから、教育文化科学と三つは並列する必要があります。また産業の中には、水産とか農業とかいろいろあるでしょうが、特にこの間も農村を輕視してはならぬというような公聴会の御意見も、相當強く出ておつたようですが、産業のほかに特に農民層の代表がほしいというようなことも考へられておるので

すが、もう二、三これへつけ加えられることが、政府案として適當であると思ひになります。こゝへ限定しておいた方が、原案といたしまして非常に妥當であると思ひます。これはどうせ修正案の問題になるものであります。その三つに限定することが、いろいろの検討の結果妥當であるという結論に達したのであるというお考へでございましてよろうか。そこをお伺ひいたします。

○網島政府委員 特にこの三つに限定することが妥當だというわけではございませんが、私どもとしては原案がいいのではないかと考へております。と申しますのは、教育という問題を考へましても、これは文化の問題につながる場合もございまして、科学につながる場合もあると存じます。またどこにも入らないといひました。この十六條にございまして、その選任については、文化、科学、産業その他の各分野云々とありますので、これらの字句を總合いたしますれば、先ほどの字句を總合いたしますれば、先ほど私が申し上げました意味が十分出るのではないかと考へております。何分にも経営委員会の委員の数が限定されておりますので、一々こゝへ具体的にあげる、こゝへ必ず出るのであることになれば、いやこれも足りない、あれも足りないというように、いろいろ問題が起つて来ると思ひます。従つて私どもは原案が妥當であると思ひます。おる次第であります。

○受田委員 もう一つ、二十二條の委員の報酬の問題ですが、これも公聴会などいろいろ論議されたのであります。實際問題としてこの経営委員会の委員のごとき重責をになう者が、相當

程度の報酬を受けたいということになると、この職務を遂行する上に非常な支障が起りほしくないか。たとえば旅費とか業務遂行のための必要な実費を受けるという程度であると、儀礼的な形になつて、せつかく新足を穿つことの重大な経営委員会の活動にも、鈍る点がありほしくないかというような不安を抱くのですが、いろいろ他の法律に規定されておる委員会の委員の人たちには、相當程度の報酬が与えられ、あるいは國務大臣と同じ待遇がされておるといふような面もあるし、この点経営委員会の委員が、何か名譽職のような形にとられて、この新発足の難かしきスタートに立ちとる放談關係の重大な機構の上に、一抹のさびしさを与えるものではないかということ考へて、この点についてもう一度念を入れてお聞きしておきたいと思ひます。

○網島政府委員 この経営委員が相當の報酬を受くべきじやないかという御説は、私も同感でございます。ただこの報酬をはつきりさせることになりまして、勢い他の特別職の公務員、あるいは政府の職員その他、いろいろ比較されるのであります。なかなか適當な数字が書きにくいということになるかと存じます。ところで、私どももいたしまして、旅費その他業務の遂行に伴う実費云々と書いてございまして、この業務遂行に必要な実費というところで、相當なゆとりある實際の決定が行われ得るじやないかと考へておる次第であります。この報酬、実費その他につきましては、これは経営委員会が諸般の角度から見まして、最も妥當だと思はれるところに決定されるわけでありまして、その決定

のやり方によつて、十分その目的が達成されるのではないかと私も考えておる次第であります。

○受田委員 この委員の報酬の問題に關して、他の類似の委員会のそれと、たとえば政府職員その他の職務のいろいろな関係のものとの比較検討を十分されたと思ひますが、その検討をされたいろ／＼な場合の実情を、ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○綱島政府委員 先ほど申し上げましたように、まず比較されますのは、國務大臣でありますとか、国会議員でありますとか、その他地方の議会の議員の方々、あるいは政府の特別職というふうなものでございますが、私どもは率直に申し上げまして、こういう報酬で委員として職務を果していただくには、十分だとは考えにくいのであります。従ひましてこの業務の遂行に伴う実費というところで、最も妥當なその実費の額をきめられたらいいのではないかと考えておる次第であります。

○受田委員 これはこの法的の基礎を確立する上において報酬とするがよろしいか、もしくは実費とするがよろしいかというところは、非常に重大な問題だと思ふのです。原則として、この経営委員会の委員は、サービスをする委員であるというふうな印象が濃厚にならざるを得ないです。それで委員の報酬というところを、別に幾らその額をきめなくてもいいわけですが、相当額の報酬というふうな形で、原則として、またその額はいろいろと議決機関があるのですから、そこで考えればいいことですが、実費程度の委員とするか、報酬の委員とするかという点で、これは非常に印象の上で強弱がつくと思ふので

あります。今政府委員が言われたような、業務の遂行に要した実費というところになると、そこで何か埋合せがつくというところになつても、實際はこれは旅費の実費だとか、あるいはちよつと業務を骨折つたサービスにもつたのだとかいう印象になつて、形の上ではどゆるくなり、非常に弱くなるおそれがあると思ふのですが、これももう非常に審議が進んでおると思ふので、一番最後に私ちよつとここで確かめておきたいと思つたのですが、政府として初め報酬というところについては相当深く考えて、それにしてはどうかという御意見もあつたと思ひます。その場合にさつきお尋ねした報酬を得ておる委員制度と、実費を得ておる委員制度との比較検討をされたその実態を、い

ま少しつづ込んでお尋ねしたいのですが、こゝへあつてある委員の任務が非常に重い。たとえば今度文部委員会が考えようとしておる文化財保護法などの先ごろ出された原案などは、その点においてちよつと國務大臣級のものを考えようとか、もしくは次官級のものを考えようとか、いろいろ意見が出ておつたようですが、こゝいう点はその場のちよつとの間に合せでなくして、恒久的な措置として考へてやる必要がある。今後経営委員になつた者は、地方に行つても、他の仕事をしておつても、急に委員会を開くことになると思ひます。委員と同一ような任務を持つていて、他の職に専門的についておることが非常に困難であるような実情にぶつかると思ふ。その点でいま一つつづ込んだ立場から、報酬という問題をあなたの方

で考え直してもらつた御意向は

ないか、確かめておきます。

○綱島政府委員 新しくできまふところの放送協会の経営委員会というものは、日本国有鉄道法にありますが、この監督委員会と、性格その他が非常に似ておるものであります。ところでこの国有鉄道の監督委員会は、御承知の通り報酬は受けない。しかし旅費その他の実費は受けるというふうに相なつておる次第でございます。私どもはいろいろ検討した結果、やはり政府の行政委員会ではなしに、こゝういふ事業の一つの監督的な性格を持つた委員会

は、この方がいいのではないかとこゝうに考へておるものであります。しかしながらその実費の内容につきましても、先ほどお話しにございましたように、点もございまして、私どももやはり相當な実費は必要であらうと考へておりますので、その表現の仕方につきましても、国会において十分御審議をいた

したいと考へております。

○受田委員 この協会の性格が法人となつておりますが、この法人は、この法文によれば純然たる公益法人という考え方にはなるのです。そうすると専売公社とか、そのほか例の国有鉄道のコーポレーションとか、こゝういふようなものとの公益性の差異などについて、特にこの後に所得税とか、法人税とかいふ問題が出ておるので考へられるのであります。その強弱の程度、それに關係した課税の問題から、これには所得税を課さない、法人税を課さない、と、きわめてはつきりと出されておるのですが、その法人の性格についてゆだんをしていふと、これまたある程度の法人税をかけようというふうな法律の改正の空氣が、將來起らぬとも

限りませぬので政府委員としての立場からその御意思を伺つておきたいと思ひます。

○綱島政府委員 この日本放送協会の性格でございますが、これが国有鉄道あるいは専売公社とまつた同一であるとは申し上げませんけれども、非常にこれに近いものだと私どもは考へております。一方は国の持つておりまして財産をもつて一つの法人をつくる。これは會員組織ではございましてが、實質的には國民の持つておるこの財産なり、財産をもつてこゝうの法人をつくり上げておる。そういふつくり上げるまでの道程においてその差異はございしますが、でき上つた法人の性格そのものは、非常に似たものであると私どもは考へておりますので、將來とも税金その他施設の保護等につきましても、国有鉄道あるいは専売公社と同等に考へて行きたいというふう

に考へておるのでございます。

た、あるいは事業内容を持つたものが、他の法律によつてつくられることになれば、それに財産を渡すということも考へられましようし、また全然そういうものがなくなるといふことになれば、国に持つて行くということも考へられるかと存じます。しかしながらこれらには、先ほど申し上げましたように、別の解散の法律がつくられるときに、別な解散の問題でございまして、ただいま私どもとして決定的にどうすべきであるという意見は申しかねる次第であります。

○受田委員 最後にお尋ねしておきたいのですが、政府としてどういふ考えでこの放送の將來について構想せられるかの一番重要な問題ですが、われわれ社会党の立場から考へて、放送事業がほんとうに民主化された立場で運営されなければならぬ。わけて民間放送が今後非常に育成して来た場合には、明らかに自由競争の形態をとつて、弱肉強食の姿が現われると思ふ。私は民間放送そのものが激甚な資本主義の競争下において、どん／＼やるという結果はあまり好ましくない。従つて民間放送があまり熾盛して、至るところに民間放送局ができて、いたずらに混雑するようになつても、重要な都市にばかり／＼とこれが経営される形の方を念願しておると同時に、経営委員会その他公益法人である協会そのものが、きわめて民主化された立場で運営されなければならぬという、この線

を特に放送法の通過とともに、待望しておるものであります。民間放送会社が濫設されることに對して、適當なる調整をとる機關が——もちろん監理委員会その他いろいろあるわけであり

ます。



ますが、政府は民間放送の成長については、今私が申し上げたきわめて筋の通つた確実なるものが、大都市その他重要都市に一つか二つくらい、りつぱに成長することを歓迎するといふ意味をお考えになつておるか。できれば各地域にどん／＼民間放送協会が、せつかくこの法案にも規定したのでから、成長するようにやりたいといふ構想を持たれるか。この点をちよつとお尋ねいたします。

○網島政府委員 民間放送のことに關しましては、これは今後できます電波監理委員会が決定することでございます。私ども今日とやかく言ひのはどうかと思つておりますが、しかし政府といましては、りつぱな形における民主化された民間放送といふものが育成され、成長して行くことをこいねがつておるものでございます。もちろんただいまの状態のもとにおきまして、純然たる技術的面から見まして、その多数の民間放送がアメリカ式にできて来るということは予想できないのでありまして、勢ひ非常に性質のよいものが免許を受けてやつて行くといふことになるかと考えておる次第でございます。なお将来の放送につきましては、私もまだいまのところ相当期間は、やはり現在の日本放送協会が改組された新しい日本放送協会、そういう形のいわゆる全国的に電波を普及させる使命を持つた機關が必要であらうかと考えております。

○辻委員長 次に前会に引続き電信電話料金の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○中村(純)委員 この法律案を拜見いたします。

たしますと、別表の中に、官庁等専用並びに新聞社、通信社、及び日本放送協会の専用に供する場合の料金が、つまり定額料金が規定されておりますが、ここにあります日本放送協会というものは、一体何を指称するのでありますか。現在においては社団法人日本放送協会であることは間違いないのであります。この放送法が通つて、新しい日本放送協会が生れた場合にはどうなるのでありますか。その点をまず伺いたいと思ひます。

○網島政府委員 お答えいたします。これは現在におきましては、現在の日本放送協会を当然としておるのでございますが、新しい放送法案が成立しまして実施になります場合には、やはり同様、日本放送協会を對象としております。

○中村(純)委員 それはたゞ／＼前後の日本放送協会が同じ名前であるから、そういうことも言えるかもしれせんけれども、厳密なる法律論としてはいかなるものでありますか。ただいまの解釈でよろしいのであつたらうか。もう一ぺんお答え願ひたい。

○網島政府委員 これは厳密に申し上げますと、あるいは中村委員のおつしやいまして通りの疑問の点はあるのでございしますが、この法律によつて特別の専用料を設けた趣旨といふものは、放送事業の公共性、それから放送事業におきますところの電話の専用というものは、絶対的に必要であるという点から、新聞通信と同様に取扱ひまして、定額料金になつております。私どもはさうに解してさしつかえないといふふうに考えております。

○中村(純)委員 ただいまの御答弁

で、立案の趣旨を申し上げますが、立案の趣持はよくわかつたのであります。厳密な法律論からいふと、多少そこちよつとわからないところがあるように思ふのであります。のみならずただいまの立案の趣旨からいふと、ひとり日本放送協会に限らず、近く生れるべき民間放送事業者の場合においても、同様の定額料金制度が適用されてしかるべき事柄であると思ふのであります。その点につきましては、これは現在からいへば将来の問題でありますけれども、政府はどういう考えを持つておられますか、承りたいと思ひます。

○網島政府委員 その前に、ただいまの御質問に關連いたしました申し上げますが、特にこの一部改正の法律案を出しましたのは、警務専用料金を現在平均一日二十通話分として計算いたして五十三通話、これは長期専用の場合でございますが、それに改正するといふことを目的としてこれはいたしたのでございまして、條文の整理上、ここに日本放送協会等の言葉が出て参つたのであります。当時、これを考えましたときにおきましては、電波三法案の關係をただちにここにに入れて考えておりませんでした。そういう点をひとつ御了解願ひたいと思ひます。

もう一つただいまの御質問に對しましては、私もまだいまのところ相当期間は、やはり現在の日本放送協会が改組された新しい日本放送協会、そういう形のいわゆる全国的に電波を普及させる使命を持つた機關が必要であらうかと考えております。

あるというふうに考えております。

○中村(純)委員 ただいまの御答弁によりまして、民間放送と一口にいへば日本放送協会のみに限つてよろしいという政府のお趣持のようには思ふのであります。それもまた當然のことであると思ふのであります。従ひましてその点はよくわかつたのであります。質問はこれで終りになるのであります。この放送法の成立をもあわせ考えました場合に、多少ここに字句の修正をしておいた方がよいのではないかとこの感想を持つておるのであります。これは質問ではありませんから、これをもつて私の質疑を終わります。

○辻委員長 はかに御質疑はございませんか。

それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時八分散會